

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

<p>◎ 告 示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業災害補償法に基づく加入区設定の一部改正 ○長崎県農林部関係補助金等交付要綱の一部改正 ・ 道路の区域変更（2件） ・ 道路の供用開始 <p>◎ 公 告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地改良区の解散の認可 	<p>所管課（室）名</p> <p>水 産 経 営 課</p> <p>農 政 課</p> <p>道 路 維 持 課</p> <p>”</p> <p>農 村 整 備 課</p>
---	---

告 示

長崎県告示第378号

漁業災害補償法に基づく加入区を設定した告示（昭和49年長崎県告示第1988号）の一部を次のように改正する。

令和5年5月23日

長崎県知事 大石 賢吾

2の表中

美津島町第2加入区	美津島町漁業協同組合の地区のうち旧鴨居瀬漁業協同組合の区域	<ol style="list-style-type: none"> 1 小型合併漁業 2 いか釣り漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。） 3 大型定置漁業、小型定置漁業及びはえなわ式あなごかご漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。）
-----------	-------------------------------	---

を

美津島町第2加入区	美津島町漁業協同組合の地区のうち旧鴨居瀬漁業協同組合の区域	<ol style="list-style-type: none"> 1 小型合併漁業 2 いか釣り漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。） 3 大型定置漁業及びはえなわ式あなごかご漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。） 4 小型定置漁業
-----------	-------------------------------	--

に、

「

豊玉町第2 加入区	豊玉町漁業協同組合の地区のうち旧豊玉町西部漁業協同組合の区域	1 旧唐崎漁業協同組合の区域の小型合併漁業 2 旧豊玉町西部漁業協同組合の豊玉町水崎の区域の小型合併漁業 3 旧豊玉町西部漁業協同組合の豊玉町加志々の区域の小型合併漁業 4 旧豊玉町西部漁業協同組合の豊玉町東加藤の区域の小型合併漁業 5 旧豊玉町西部漁業協同組合の豊玉町水崎、加志々、東加藤以外の区域の小型合併漁業 6 ぶり飼付漁業（使用する漁船の総トン数が20トン未満であるものをいう。） 7 小型定置漁業（落し網を使用するものをいう。）及び大型定置漁業 8 小型定置漁業（落し網以外を使用するものをいう。） 9 はえなわ式あなごかご漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。）
--------------	--------------------------------	---

を
「

豊玉町第2 加入区	豊玉町漁業協同組合の地区のうち旧豊玉町西部漁業協同組合の区域	1 旧唐崎漁業協同組合の区域の小型合併漁業 2 旧豊玉町西部漁業協同組合の豊玉町水崎の区域の小型合併漁業 3 旧豊玉町西部漁業協同組合の豊玉町加志々の区域の小型合併漁業 4 旧豊玉町西部漁業協同組合の豊玉町東加藤の区域の小型合併漁業 5 旧豊玉町西部漁業協同組合の豊玉町水崎、加志々、東加藤以外の区域の小型合併漁業 6 ぶり飼付漁業（使用する漁船の総トン数が20トン未満であるものをいう。） 7 小型定置漁業（落し網を使用するものをいう。） 8 小型定置漁業（落し網以外を使用するものをいう。） 9 はえなわ式あなごかご漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。）
--------------	--------------------------------	---

に改める。

長崎県告示第379号

長崎県農林部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第460号の12）の一部を次のように改正し、令和5年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和5年5月23日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 1 農政課関係						別表（第2条関係） 1 農政課関係					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
	1～4 略						1～4 略				
5	長崎県農山漁村活性化整備対策補助金	農山漁村における所得の向上及び雇用の増大に結び付ける取組を総合的	次に掲げる事業に要する経費 <u>1 農山漁村発</u> <u>イノベーション等整備事業</u> <u>(1) 定住促進</u> <u>対策型、交</u> <u>流対策型</u>	予算の範囲内 <u>で知事</u> <u>が別に</u> <u>定める</u> <u>基準に</u> <u>よる。</u>	市町又は地域協議会						

	に支援し、農山漁村の活性化、自立及び維持発展を推進する。	2 元気な地域創出モデル支援(中山間地域デジタル化支援) (1) 収益力向上に関する取組 (2) 販売力強化に関する取組 (3) 農用地保全に関する取組 (4) 複合経営に関する取組 (5) 生活支援に関する取組		
--	------------------------------	---	--	--

2 農山村振興課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～4 略				
5 長崎県移住体験宿泊費補助金	移住就農希望者の農山村集落への移住及び定住を促進するため、移住体験の取組を支援する。	略		
6～9 略				
10 農村型地域運営組織モデル形成支援交付金	地域の特色をいかした多様な取組により中山間地域等の振興を図る。	地域協議会及び市町が作成する将来ビジョンに基づく農用地保全、地域資源活用、生活支援にかかる調査、計画作成、実証事業等の取組等に要する経費	定額	地域協議会市町
11及び12 略				

4 農業経営課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1 略				
2 長崎県青年農	ながさき農林業・	補助対象者が行う就農支援活	10分の10以内	公益財団法人長崎

2 農山村振興課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～4 略				
5 長崎県移住体験宿泊費補助金	農山村集落への移住及び定住を促進するため、移住体験の取組を支援する。	略		
6～9 略				
10 農村型地域運営組織モデル形成支援交付金	地域の特色をいかした多様な取組により中山間地域等の振興を図る。	地域協議会が作成する将来ビジョンに基づく農用地保全、地域資源活用、生活支援にかかる調査、計画作成、実証事業等の取組等に要する経費	定額	地域協議会
11及び12 略				

4 農業経営課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1 略				
2 長崎県青年農	ながさき農林業・	補助対象者が行う就農支援活	10分の10以内	長崎県青年農業者

	業者等育成センター事業費補助金	農山村活性化計画目標達成に向け、農業を担う人材として自営新規就農者の確保及び育成を図ることを目的とする。	動、就農相談活動等に要する経費		県農林水産業担い手育成基金		業者等育成センター事業費補助金	農山村活性化計画目標達成に向け、農業を担う人材として自営新規就農者の確保及び育成を図ることを目的とする。	動、就農相談活動等に要する経費		等育成センター	
3～8 略						3～8 略						
9	長崎県農業次世代人材投資事業費補助金	次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修期間及び就農直後に資金を交付することにより、生活安定と経営確立を支援し、青年就農者の確保及び育成を図る。	次に掲げる事業に要する経費 1 長崎県農業次世代人材投資事業 交付主体が農業人材力強化実施要綱に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費 (1)～(4) 略 2 長崎県新規就農者確保緊急対策事業 交付主体が新規就農者確保緊急対策実施要綱に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費 (1)及び(2) 略 3 長崎県就農準備資金・経営開始資金事業 交付主体が新規就農者育成総合対策実施要綱に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費 (1)～(3) 略	予算の範囲内で知事が別に定める額	市町及び長崎県農業経営・就農支援センター	9	長崎県農業次世代人材投資事業費補助金	次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修期間及び就農直後に資金を交付することにより、生活安定と経営確立を支援し、青年就農者の確保及び育成を図る。	次に掲げる事業に要する経費 1 長崎県農業次世代人材投資事業 交付主体が農業人材力強化実施要綱に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費 (1)～(4) 略 2 長崎県新規就農者確保緊急対策事業 交付主体が新規就農者確保緊急対策実施要綱に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費 (1)及び(2) 略 3 長崎県就農準備資金・経営開始資金事業 交付主体が新規就農者育成総合対策実施要綱に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費 (1)～(3) 略	予算の範囲内で知事が別に定める額	市町及び長崎県青年農業者等育成センター	
10～14 略						10～14 略						
	15	長崎県就職氷河期世代新規就農	就職氷河期世代の新規就農	就農に向けて県が認める研修機関で研修を受け	定額	長崎県青年農業者等育成セ						

15及び16 略					代の新規就農促進事業費補助金 に向けた研修を支援することにより、地域に定着する農業従事者を緊急的に確保する。 る者に対して資金を交付する事業に要する経費 付対象期間1年につき1人当たり年間150万円以内とする。)								
17					16及び17 略								
17	長崎県農地集積・集約化総合整備事業費補助金	利用可能な荒廃農地の再生を図る。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 県担い手育成総合支援協議会の荒廃農地再生の啓発活動に係る経費 (2) 農山漁村振興交付金(最適土地利用総合対策)ア～オ 略	略	18	長崎県農地売買支援事業費補助金	農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第7条第1号に規定する農地売買等事業の促進を図る。	農地売買支援事業業務費	10分の10以内	公益財団法人長崎県農業振興公社			
18	長崎県農地集積・集約化対策事業費補助金	農地中間管理機構による担い手への農地集積及び集約化を支援する。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 借受農地管理等事業 (2) 農地中間管理機構運営事業 (3) 遊休農地解消緊急対策事業 (4) 農地売買等支援事業 (5) 機構集積協力金交付事業	定額 (1)～(4) 公益財団法人長崎県農業振興公社 (5) 市町	19	長崎県農地集積・集約化総合整備事業費補助金	利用可能な荒廃農地の再生を図る。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 県担い手育成総合支援協議会の荒廃農地再生の啓発活動に係る経費 (2) 農山漁村振興交付金(最適土地利用対策)ア～オ 略	略				
19～21 略	22	長崎県地域計画策定	地域の農業者等の話し合いに	次に掲げる事業に係る経費 (1) 市町推進事	定額	市町及び農業委員会	21～23 略	24	長崎県農地集積・集約化に重点を置く	農地の集約化に重点を置く	次に掲げる市町の取組に係る経費	定額	市町

		に必要となる経費を助成する。									
10 略					12 略						
11	ながさき産地 基盤整備・強 靱化事業費補 助金	園芸品目の生産基盤の整備による労働生産性、品質の向上及び施設の強靱化による安定生産・規模拡大に取り組み、定時・定量・定質（高品質）出荷の実現を進め、令和7年に園芸産出額1,000億円を達成する。	次に掲げる事業に要する経費	3分の1以内 (1)のア及びイにおいては2分の1以内)	略	13	ながさき型スマート産地確立支援事業費補助金	スマート農業技術等の体系的導入と産地基盤の整備・強靱化により高い生産性を有するスマート産地づくりを行い、定時・定量・定質（高品質）出荷の実現を進め、令和7年に園芸産出額1,000億円を達成する。	次に掲げる事業に要する経費	1の(1)及び(2)の1以内	略
			産地基盤整備・強靱化事業 (1) 産地基盤整備に必要な取組 ア アスパラガスの新植及び改植 イ 果樹の新植、改植及び高接ぎ ウ 果樹における収益向上につながる技術導入等の取組 エ 加工業務用野菜等の出荷調製施設の改修等 オ みかんに おけるシー ルディング マルチ導入 の取組 (2) 産地基盤の						1 園芸産地スマート農業技術導入支援事業 (1) 施設園芸産地の生産性向上に資するスマート農業技術の導入 (2) 露地園芸産地の生産性向上に資するスマート農業技術の導入 2 産地基盤整備・強靱化事業 (1) 産地基盤整備に必要な取組 ア アスパラガスの新植及び改植 イ 果樹の新植、改植及び高接ぎ ウ 果樹における収益向上につながる技術導入等の取組 エ 加工業務用野菜等の出荷調製施設の改修等 (2) 産地基盤	2の(1)及び(2)の1以内 (2の(1)のア及びイにおいては2分の1以内)	

		要する経費	組織等
18～24 略			
25～28 略			
29	ながさき農業デジタル化促進事業費補助金	「データ駆動型農業」の実践による生産性・収益性向上及び管理作業の遠隔・自動化による労働時間の削減等、デジタル化と働き方改革を進めることで、多様な人材が定着・活躍でき、快適で儲かる農業の実現を図る産地を支援する。	次に掲げる事業に要する経費 1 データ駆動型技術導入支援事業 (1) 施設データ駆動型技術導入に必要な経費 (2) 露地データ駆動型技術導入に必要な経費 2 遠隔・自動化技術導入支援事業 (1) 園芸遠隔・自動化技術導入に必要な経費 (2) 水田遠隔・自動化技術導入に必要な経費
		3分の1以内	市町
30	ながさき農林業グリーン化総合対策事業費補助金	国のみどりの食料システム戦略及び県みどり基本計画の達成に向け、化学農薬、化学肥料及び燃油	化学農薬、化学肥料及び燃油の使用量の低減に資する機器等の導入に要する経費
		3分の1以内	県みどり計画認定農業者
20～26 略			
27	長崎県葉たばこ作付転換円滑化緊急対策事業費補助金	葉たばこ廃作募集に応じた農業者が他の作物へ転換する取組を支援する。	次に掲げる事業に要する経費 1 葉たばこ作付転換対策推進事業 (1) 地区推進事業 (2) 農業用機械等リース支援事業 2 葉たばこ作付転換対策整備事業
		1の(1)定額 1の(2)及び2の1以内	市町等
28～31 略			

の使用量の低減に資する機器等の導入を支援する。

6 農産加工流通課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
--------	-------	---------------	--------	-------

1 略

2	長崎農産物価格形成力向上支援事業	農業者の所得向上を図るため、県産農産物の価格形成力向上につながるような取組、契約	農産物価格形成力向上支援対策に要する経費	2分の1以内	全国農業協同組合連合会長崎県本部
---	------------------	--	----------------------	--------	------------------

6 農産加工流通課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者	
1	長崎農産物商品力強化事業（流通強化支援）費補助金	県産農産物の販売強化を図るため、新たに、県と農業団体が一体となって販路開拓する体制を整備し、関東、関西圏等において戦略的な取組を展開する。	農産物の安定流通の確立を目指し、農業団体が実施する地域中核量販店等との取引増大及び販売単価向上に向けた取組に要する経費	2分の1以内	全国農業協同組合連合会長崎県本部
2	長崎農産物商品力強化事業（産地販売力強化）費補助金	県産農畜産物及び加工品の安定流通の確立を目指し、農業団体等が実施する農産物の取引の増大及び販売価格の向上に向けた取組を支援する。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 販売強化対策 (2) 産地PR対策	2分の1以内	農業協同組合、農業者の組織する団体、農業法人、農業者と一体的な取組を行う流通団体等
3	略				

		的取引拡大に向けた取組等を支援する。			
3	長崎農産物マーケティング強化支援事業費補助金	農業者の所得向上を図るため、農業団体等が実施する新たなマーケティングの取組を支援する。	マーケティング強化支援に要する経費	2分の1以内	農業協同組合、農業者の組織する団体、農業法人、農業者と一体的な取組を行う流通団体等

7 畜産課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～6 略				

7～21 略

22	長崎県獣医師確保修学資金貸与事業費補助金	県内産業動物診療獣医師及び県職員獣医師の確保及び定着を図る。	補助対象者が次に掲げる修学資金を給付する場合にかかる経費(1)～(3) 略	略	
----	----------------------	--------------------------------	---------------------------------------	---	--

7 畜産課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者	
1～6 略					
7	長崎県畜産振興推進事業費補助金	畜産物の高品質化のための家畜の改良に関する取組を総合的に実施することにより、高品質で安全かつ安心な畜産物の生産を推進し、畜産の振興を図る。	補助対象者が行う家畜の改良に関する研修会の実施等に要する経費	2分の1以内	一般社団法人長崎県畜産協会

8～22 略

23	長崎県獣医師確保修学資金貸与事業費補助金	県内産業動物診療獣医師及び県職員獣医師の確保及び定着を図る。	補助対象者が次に掲げる修学資金を貸与する場合にかかる経費(1)～(3) 略	略	
24	長崎県肉用牛肥育経営支援事業補	肥育経営の強化、生産基盤の拡大を推進する	肥育・一貫経営における牛舎の補改修等にかかる経費	3分の1以内。ただし、1事業	市町

23～31 略

	助金	ため、空 き牛舎の 補改修に よる地域 の生産拠 点の整備 を行い、 長崎和牛 の生産拡 大を支援 する。		主体当 たり 650万 円を限 度とす る。	
25～33 略					
34	飼料価 格高騰 緊急対 策事業 費補助 金	配合飼料 価格安定 制度に加 入する生 産者に対 する生産 者積立金 の一部及 び単体飼 料購入者 の購入費 用の一部 を支援す る。	次の事業に要す る経費 (1) 配合飼料に 対する支援 配合飼料価 格安定制度 (令和4年 度)の年間契 約数量に対す る生産者積立 金の一部を支 援 (2) 単体飼料等 に対する支援 配合飼料価 格安定制度の 基準価格対象 原料であると うもろこし・ マイロ・大 麦・小麦・大 豆油粕の5原 料を主体とし た単体飼料の 購入費の一部 を支援	(1) 年 間契 約数 量1 トン 当た り 200 円 (2) 購 入量 1ト ン当 たり 200 円	農業協同 組合、県 配合飼料 価格基金 協会等
35	肉用牛 経営体 質強化 緊急支 援事業 費補助 金	県内子牛 平均価格 が黒毛和 種で60万 円を下 回った場 合に、出 荷頭数に 応じた奨 励金を交 付すること で、繁 殖農家の 生産意欲 維持を図 る。	経営改善に取り 組む肉用牛繁殖 農家に対する出 荷頭数に応じた 奨励金の交付	1頭あ たり 1万円	農業協同 組合

36	畜産経営体質強化飼料高騰緊急対策支援事業費補助金	飼料価格高騰により畜産経営が圧迫されている畜産農家の負担増加を抑制し、輸入飼料価格高騰の影響を受けにくい生産体制の整備を図る。	次の事業に要する経費 (1) コスト縮減対策に取り組む畜産農家に対する配合飼料等の購入費の一部支援 (2) 飼料用米生産拡大に資する機械の導入支援	(1) 第2四半期の飼料購入量につき、1トンあたり2,000円 (2) 2分の1以内	農業協同組合、県配合飼料価格安定基金協会、畜産農家、耕種農家、農業法人等
----	--------------------------	---	---	---	--------------------------------------

10 林政課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～3 略					
4	分収林整備高度化事業補助金	分収林整備を促進するとともに、森林づくりに対する県民の参加を促進するための条件整備等を行うことにより、森林の有する多面的機能の維持増進及び山村地域の振興に資する。	次に掲げる事業に要する経費 (1)～(3) 略 (4) 分収林等施業転換推進事業 森林整備法人等が管理している分収林及び分収林周辺の森林の計画的・効率的な森林整備と分収林契約の契約期間内若しくは満了後又は解除後における森林の公益的機能の発揮のために行う契約変更、新たな収益確保の取組、採算性等調査、契約解除、分収林周辺の森林の調査等及び森林現況調査・解析等機器の導入に関する事業	略	

10 林政課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～3 略					
4	分収林整備高度化事業補助金	分収林整備を促進するとともに、森林づくりに対する県民の参加を促進するための条件整備等を行うことにより、森林の有する多面的機能の維持増進及び山村地域の振興に資する。	次に掲げる事業に要する経費 (1)～(3) 略 (4) 分収林等施業転換推進事業 森林整備法人等が管理している分収林及び分収林周辺の森林の計画的・効率的な森林整備と分収林契約の契約期間内若しくは満了後又は解除後における森林の公益的機能の発揮のために行う契約変更、新たな収益確保の取組、採算性等調査、契約解除及び分収林周辺の森林の調査等に関する事業	略	

5～16 略					
17	長崎スマート林業推進事業費補助金	ICT等を活用し資源管理及び生産管理を行う取組を支援する。	林業生産性向上を図るための日報管理等生産管理をデジタル管理できるシステムの構築に要する経費	2分の1以内	長崎県森林組合連合会

11 森林整備室関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～4 略				

5 略

6	森林整備地域活動支援交付金	森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう、森林経営計画による計画的かつ適切な森林整備の推進を図るため「森林経営計画作成促進」及び森林施業の集約化の地域における活動を確保するための交付金を、地域活動の実施協	次に掲げる経費 (1) 地域活動に対する支援 ア 略 イ 森林境界の明確化に対する支援 市町長が行う、森林境界を明確化する活動に要する経費及び市町長が、林業事業体等との協定に基づき、森林境界を明確化する活動に対して交付する森林整備地域活動支援交付金に要する経費	(1) ア 略 イ(ア)及びイ) ウ) ㄱ モセ ㄴ加算 (ㄱ)への加算) 1万2,750円 (ㄴ) 略 (ㄷ) 森林境界案の作成 3万円	略
---	---------------	--	--	---	---

5～16 略				
--------	--	--	--	--

11 森林整備室関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者	
1～4 略					
5	シカによる森林被害緊急対策事業補助金	シカによる森林被害が深刻な地域において、広域かつ計画的な捕獲及び実施結果の検証をモデル的に実施する。	緊急捕獲等実践事業 広域の協議会等による計画策定及び新しい防除技術による捕獲	予算の範囲内で知事が別に定める基準による。	広域協議会等

6 略

7	森林整備地域活動支援交付金	森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう、森林経営計画による計画的かつ適切な森林整備の推進を図るため「森林経営計画作成促進」及び森林施業の集約化の地域における活動を確保するための交付金を、地域活動の実施協	次に掲げる経費 (1) 地域活動に対する支援 ア 略 イ 森林境界の明確化に対する支援 市町長が行う、森林境界を明確化する活動に要する経費及び市町長が、林業事業体等との協定に基づき、森林境界を明確化する活動に対して交付する森林整備地域活動支援交付金に要する経費	(1) ア 略 イ(ア)及びイ) ウ) ICT加算 (ㄱ)への加算) 1万2,750円 (ㄴ) 略 (ㄷ) 略	略
---	---------------	--	--	--	---

	定を締結した森林所有者等に交付する市町に対して交付する。	ウ 森林所有者の探索 市町長が行う、森林所有者を探索する活動に要する経費及び市町長が、林業事業体等との協定に基づき、森林所有者を探索する活動に対して交付する森林整備地域活動支援交付金に要する経費 エ 略 (2) 略	ウ 3,750 円 エ 略 (2) 略		定を締結した森林所有者等に交付する市町に対して交付する。	ウ 略 (2) 略	ウ 略 (2) 略
--	------------------------------	--	---------------------------------	--	------------------------------	--------------	--------------

7 略

12 農政課、農山村振興課、農業経営課、農産園芸課、農産加工流通課、畜産課、農村整備課、林政課及び森林整備室関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1 ながさき農林業・農山村構造改善加速化事業補助金	「次代につながる活力ある農山村の振興」、「多様な住民の活躍による農山村集落の維持・活性化」に必要な施設機械の導入を支援することにより、「第3期ながさき農林業・農山村活性化計画」の推進を図る。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 略 (2) 略 ア及びイ ウ 移住・定住促進応援型 次代につながる活力ある農林業の振興又は多様な住民の活躍による農山村集落の維持・活性化のため、Uターン新規就農者に対して、園芸ハウスのリース事業を行うための園芸ハウ	(1) 略 (2)ア及びイ 略 ウ 8分の1以内	略

8 略

12 農政課、農山村振興課、農業経営課、農産園芸課、農産加工流通課、畜産課、農村整備課、林政課及び森林整備室関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1 ながさき農林業・農山村構造改善加速化事業補助金	「次代につながる活力ある農山村の振興」、「多様な住民の活躍による農山村集落の維持・活性化」に必要な施設機械の導入を支援することにより、「第3期ながさき農林業・農山村活性化計画」の推進を図る。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 略 (2) 略 ア及びイ 略	(1) 略 (2)ア及びイ 略	略

		スの整備を 支援する。 (3) 略				(3) 略	(3) 略
2～7 略				2～7 略			
8	長崎県 スマート農 業の導入支 援事業費補 助金	農林業経営 体等による ICTを活用 したスマート 農林業技術 の導入やオ ペレーター の育成等を 支援する。	次に掲げる事業 に要する経費 1 スマート農 業の導入支援 事業共同利 用タイプ 複数の農業 者等による機 械の共同利用 のための取組 に要する経費 2 スマート林 業の導入支援 事業林業支 援サービス導 入タイプ (1) 林業支援 サービス導 入タイプ 生産性や 安全性の向 上を図るた めのスマート 林業技術 等の導入及 び導入技術 の普及に向 けた取組に 要する経費 (2) オペレー ター支援 (1)の取組 を実施する 際のスマート 林業技術 等を扱う専 門人材の育 成のための 取組に要す る経費 3 スマート畜 産業の導入支 援事業一括発 注タイプ 機械機器等 の一括発注に より、機械調 達先との価格 交渉を通じ て、機械機器	2分の 1以内 2分の 1以内 又は3 分の2 以内 定額 2分の 1以 内。た だし、 国産飼 料の生 産利用 拡大又 は家畜 排せつ	農業者等 林業作業 を受託し ている 法人（森 林整備法 人を除 く。）、森 林組合、 森林組合 連合会、 苗木生産 事業者、 林業労働 力確保支 援セン ター等 農業協同 組合等		

					等の導入価格を低減させる取組に要する経費	物の利用等について耕畜連携に取り組む場合にあっては3分の2以内。
備考 略	備考 略					

長崎県告示第380号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び壱岐振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年5月23日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道
 路線名 初瀬印通寺線
 道路の区域

区 間	区域変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
壱岐市石田町池田仲触字尾崎1830番1地先から 壱岐市石田町池田西触字尾ノ浦1426番2地先まで	前	6.5~11.0	55.0	
	後	9.0~29.5	55.0	

長崎県告示第381号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び壱岐振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年5月23日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道
 路線名 初瀬印通寺線
 道路の区域

区 間	区域変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
壱岐市石田町池田西触字尾ノ浦1415番2地先から 壱岐市石田町池田仲触字中ノ谷1522番地先まで	前	12.2~17.2	400.0	
	後	12.3~34.7	400.0	

長崎県告示第382号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

る。

令和5年5月23日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 251号	南島原市有家町大苑字瀨20番13地先から 南島原市有家町大苑字瀨19番3地先まで	令和5年5月23日

公 告

土地改良区の解散の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、次の土地改良区の解散を認可した。

令和5年5月23日

長崎県知事 大石 賢吾

土地改良区名 豆酛土地改良区
認可年月日 令和5年5月15日

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八九五) 二二一四一

印刷所
長崎市榑島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥ト